○九州地方整備局告示第百二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十九日　九州地方整備局長　森下　博之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百九十七号	長崎県東彼杵郡波佐見町村木郷字大木場山五〇六番七から同町村木郷字似田ノ尾一六一四番二まで	九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年十月三十日

○九州地方整備局告示第百三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年十月二十九日から二週間九州地方整備局及び同局長崎河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年十月二十九日　九州地方整備局長　森下　博之

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四百九十七号

㈢　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
長崎県東彼杵郡波佐見町村木郷字大木場山五〇六番七から同町村木郷字似田ノ尾一六一四番二まで	四二・〇七～五三・八二メートル	〇・〇六六キロメートル

㈣　指定する期日　令和八年十月二十九日

国会事項

衆議院

議決通知

十月二十七日築山事務総長から石井裁判官弾劾裁判所裁判長及び伊藤参議院事務総長宛、本院は裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員を次のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨通知した。

裁判官弾劾裁判所裁判員

小泉　龍司（葉梨康弘の補欠）

同予備員

第一　石田　真敏（細野豪志の補欠）

又同日築山事務総長から上川裁判官訴追委員会委員長及び伊藤参議院事務総長宛、本院は裁判官訴追委員及び同予備員を次のとおり補欠選任し、かつ、予備員の職務を行う順序は頭書のとおり決定した旨通知した。

裁判官訴追委員

井上　信治（井出庸生の補欠）

渡辺　博道（藤原崇の補欠）

同予備員

第三　宮路　拓馬（塩崎彰久の補欠）

第五　岸　信千世（保岡宏武の補欠）

又同日本院は原子力委員会委員長に越塚誠一を、同委員に直井洋介を任命することに同意した旨内閣に通知した。

又同日本院は公安審査委員会委員に島田耕一及び十時希代子を任命することに同意した旨内閣に通知した。

選出通知

十月二十七日本院は検察官適格審査会委員及び同予備委員を次のとおり選挙した旨内閣に通知した。

検察官適格審査会委員

あべ　俊子

同予備委員

田畑　裕明（あべ俊子の予備委員）

神田　潤一（高村正大の予備委員）

指名通知

十月二十七日本院は国土審議会委員に衆議院議員津島淳を指名した旨内閣に通知した。

又同日本院は国土開発幹線自動車道建設会議委員に衆議院議員梶山弘志を指名した旨内閣に通知した。

委員推薦通知

十月二十七日、議長は、国土審議会特別委員に次の議員を推薦する旨内閣に通知した。

（北海道開発分科会）　和田　義明

（豪雪地帯対策分科会）　上田　英俊

木村　次郎

金子　容三

長谷川淳二

（離島振興対策分科会）　加藤　竜祥

質問書提出

十月二十七日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

いわゆる消費税減税法案に関する質問主意書（緒方林太郎提出）

答弁書受領

十月二十七日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員田村智子外三名提出政府提出の「消費税・支援金法案」に関する質問に対する答弁書

参議院

質問主意書提出

十月二十七日議員から次の質問主意書が提出された。

村山談話における「国策を誤り」との認識及び植民地支配の対象に関する質問主意書（石垣のりこ提出）（第一四号）

人事異動

法務省

（京都地方検察庁交通部長）検事　和田　裕己

東京高等検察庁検事に配置換する

（大阪高等検察庁検事）同　栗原　恵

京都地方検察庁検事に配置換する

京都地方検察庁交通部長を命ずる（以上十月二十六日）

会計検査院

（アジア大洋州局南部アジア部南東アジア第一課地域調整官）外務事務官　中野卯一郎

会計検査院事務官（事務総長官房調査課国際業務室長）に転任させる

（事務総長官房調査課国際業務室長）会計検査院事務官　礒　雅子

外務省に出向させる（以上十月二十八日）

皇室事項

行幸啓

天皇皇后両陛下は、高知県において開催されているよさこい高知文化祭二〇二六（第四十一回国民文化祭及び第二十六回全国障害者芸術・文化祭）に御臨場、併せて地方事情を御視察のため、十月二十五日午前九時三十分御出門、同県へ行幸啓、同月二十六日午後九時十一分還幸啓になった。

御祝電

天皇陛下は、チェコの国祭日につき、十月二十七日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

兵庫労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

令和８年10月29日　兵庫労働局長　金成　真一

第４号中「１時間1,150円」を「１時間1,206円」に改める。

附　則

この決定は、令和８年12月１日から効力を生ずる。